

第5編

月形町

第2期障がい者基本計画・
第5期障がい福祉計画・
第1期障がい児福祉計画

第5編 第2期障がい者基本計画・

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の根拠法と位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	2
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の策定方法.....	4
(1) 計画の策定.....	4
(2) 計画策定の体制.....	4
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	5
1. 障がい者の状況.....	5
(1) 身体障がい者の状況.....	5
(2) 知的障がい者の状況.....	7
(3) 精神障がい者の状況.....	8
(4) 難病患者の状況.....	9
2. 障がい者支援事業者の状況.....	10
(1) 障がい者支援事業者.....	10
(2) 入所施設・グループホームの居住状況.....	11
3. 障がい者基本計画の実施状況.....	12
(1) 自立支援サービスの充実.....	12
(2) 学び、参画するしくみの保障.....	13
(3) とともに生きるまちづくりの推進.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	15
1. 計画の基本目標.....	15
2. 施策の基本方向.....	16
(1) 地域生活の支援基盤づくり.....	16
(2) 社会参加の支援体制づくり.....	16
(3) とともに生きるまちづくりの推進.....	16
3. 施策体系.....	17
第4章 障がい者施策の展開.....	19
1. 地域生活の支援基盤づくり.....	19
(1) 教育の充実.....	19
(2) 保健・医療の充実.....	20
(3) 情報提供と相談支援の充実.....	21
(4) 福祉サービスの充実.....	22

2. 社会参加の支援体制づくり	26
(1) 障がい者雇用の確保	26
(2) 生涯学習・スポーツの促進	27
(3) まちづくりへの参画の拡大	27
3. とともに生きるまちづくりの推進	29
(1) 啓発・広報活動の推進	29
(2) 福祉教育の推進	30
(3) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	31
(4) 防犯・防災体制の充実	32

第5章 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

33

1. 障がい福祉計画等の方向性	33
(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	33
(2) 月形町を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの 実施等	33
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービ ス提供体制の整備	33
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組	34
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	34
2. 障がい福祉計画等の基本方針	35
(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	35
(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	36
(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	36
(4) 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援	36
(5) 精神保健福祉の充実	37
(6) 権利擁護の推進	37
(7) 人材の養成・確保	37
3. 第4期障がい福祉計画の実施状況	37
(1) 入所施設から地域生活への移行	38
(2) 福祉施設から一般就労への移行目標	38
(3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標	39
4. 平成32年度における数値目標	41
(1) 入所施設から地域生活への移行に関する目標	42
(2) 精神科病院から地域生活への移行に関する目標	42
(3) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標	43
(4) 地域生活支援拠点等の整備	43
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	44
5. サービス見込み量及び確保のための方策	45
(1) 障がい福祉サービス	45
(2) 地域生活支援事業	51

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、「障がい者が自立し、地域で活躍するまち」の実現を目指し、平成17（2005）年3月、障害者基本法に基づき、計画期間を平成18（2006）～26（2014）年度までとする「第1期障がい者基本計画」を、平成24（2012）年3月には計画期間を平成24（2012）～26（2014）年度とする「第3期障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その一方で国では、平成18（2006）年に国際連合が採択した「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備により、平成23（2011）年改正の「障害者基本法」において、障がい者の定義の見直しと障がい者に対する配慮の考え方を盛り込み、平成25（2013）年には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）を制定しました。

さらに平成25（2013）年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）の施行により障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者に対する支援の拡充が図られるなど障がい者福祉施策は大きく変化しています。

また、近年の障がい福祉サービス利用者の高齢化による障がいの重複・重度化など、障がい者福祉に対するニーズが多様化していく傾向にあります。

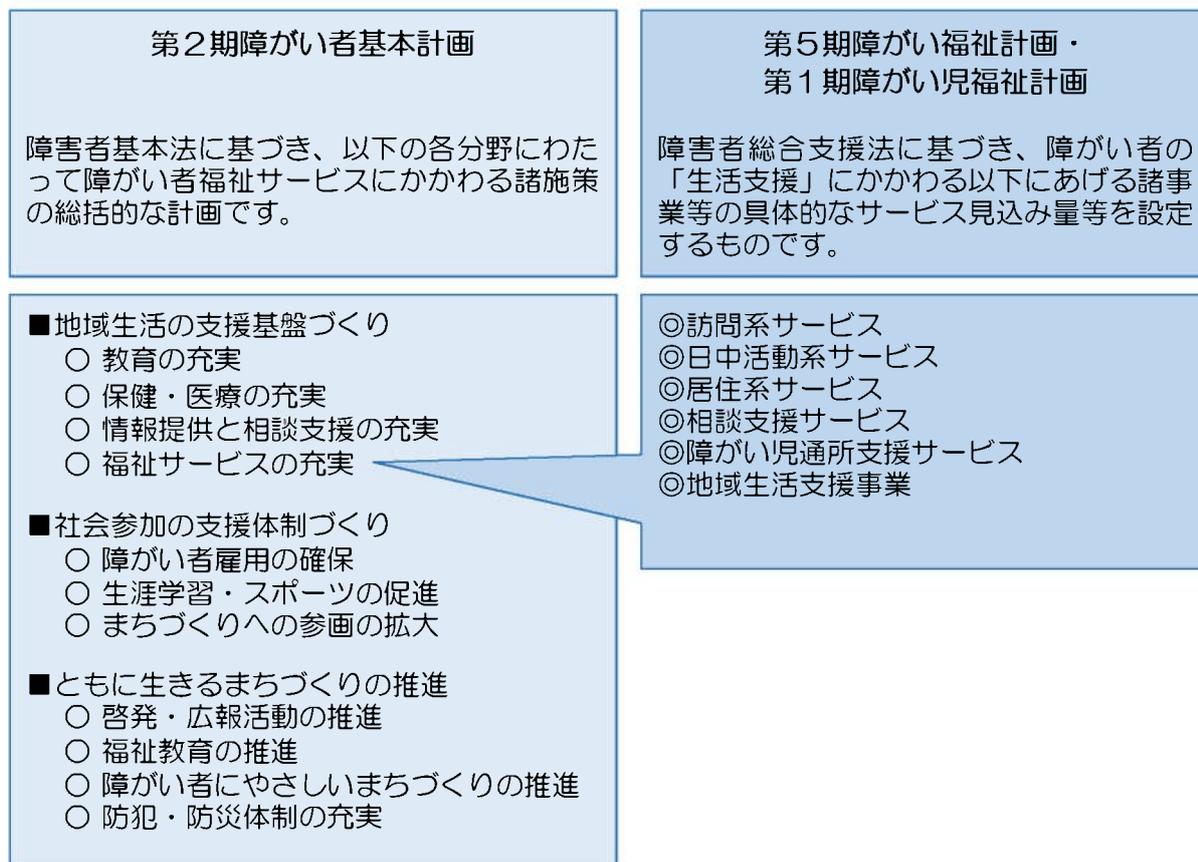
こうした背景に対応するため、新たな計画となる「第2期障がい者基本計画」と「第4期障がい福祉計画」を一体的に策定しており、また、平成30（2018）～32（2020）年度までを計画期間とする「第5期障がい福祉計画」については、障がいのある子どもへの支援などに応じた一体的な取り組みをより一層進めるため、「第1期障がい児福祉計画」を包含し、一体的に策定します。

2. 計画の根拠法と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定める市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条の規定に基づき定める市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定し、障がい者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

本町の障がい者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障がい福祉サービスの円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及びサービス量の見込み等を定めます。

【第2期障がい者基本計画と第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の関係】

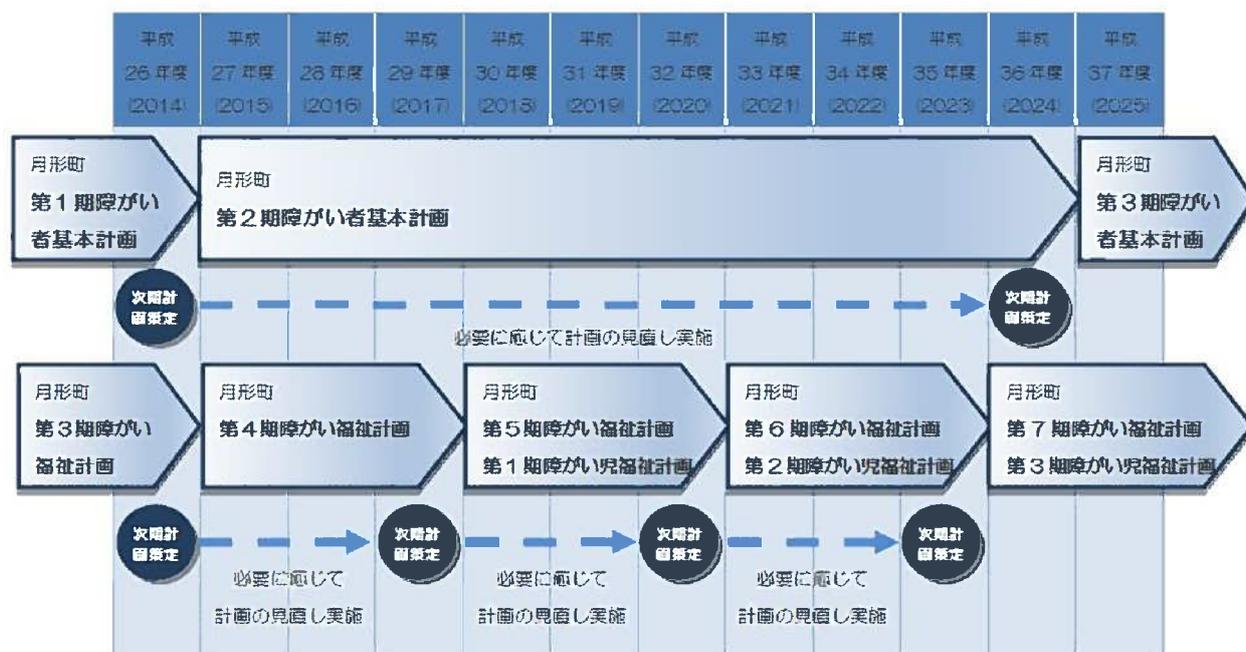


3. 計画の対象

本計画における「障がい者」とは、障がい者の範囲をめぐる国の動向と、本町におけるこれまでの障がい者施策の考え方に基づき、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障害者総合支援法に定める難病患者に加え、発達障がい者・高次脳機能障がい者を含めるものとします。

4. 計画の期間

第2期障がい者基本計画の計画期間は、平成27（2015）～36（2024）年度までの10年間とします。また、第5期障がい福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、平成30（2018）～32（2020）年度までの3年間とします。



5. 計画の策定方法

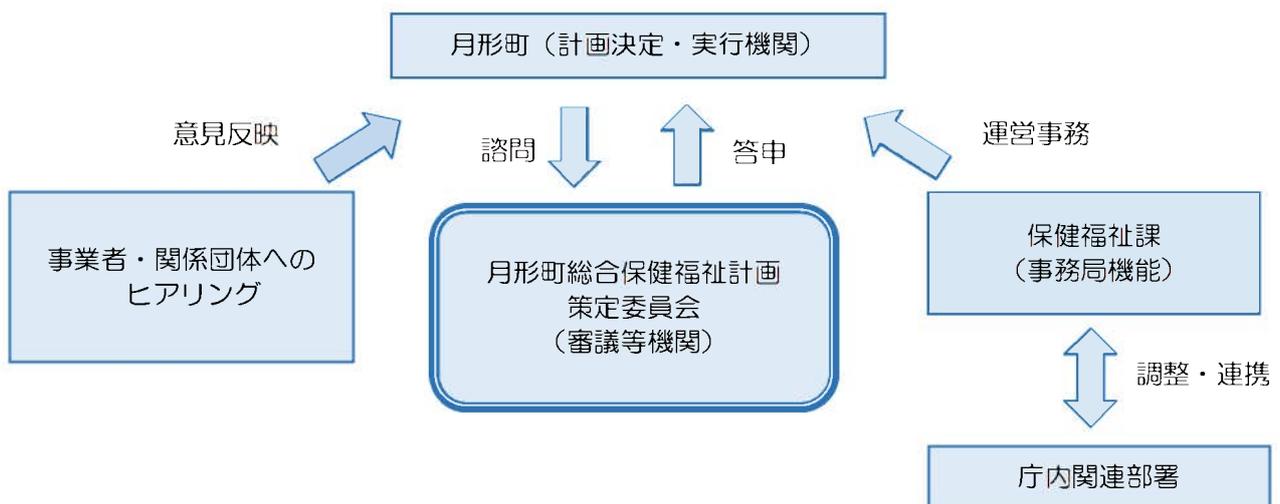
(1) 計画の策定

本計画の策定にあたっては、障がい者福祉事業の担当部門である保健福祉課を中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、町民の意見を反映させるため、保健医療関係者、福祉関係者等の構成による計画策定委員会を設置し、計画内容の審議を行いました。

(2) 計画策定の体制

本町は、月形町総合保健福祉計画策定委員会の意見を踏まえ、計画を決定します。月形町総合保健福祉計画策定委員会は、町の諮問を受けて計画策定（改定）とともに、計画の推進にかかる調査及び審議を行い、運営は保健福祉課が行います。

計画策定（改定）及び事業実施にあたっては、関係者等の意見を聴くものとします。



第2章 障がい者を取り巻く現状

1. 障がい者の状況

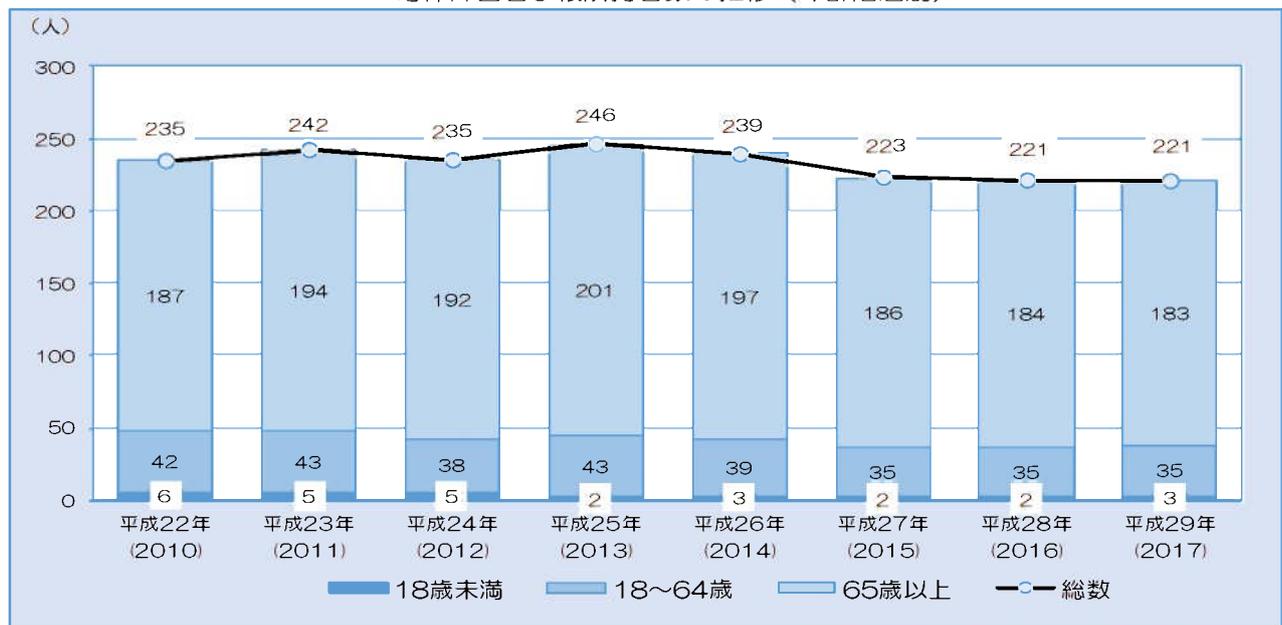
(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の推移は、総数ではほぼ横ばいとなっており、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在は 221 人の状況です。

年齢階層別にみると、「18 歳未満」もほぼ横ばい、「65 歳以上」は減少傾向にある状況です。

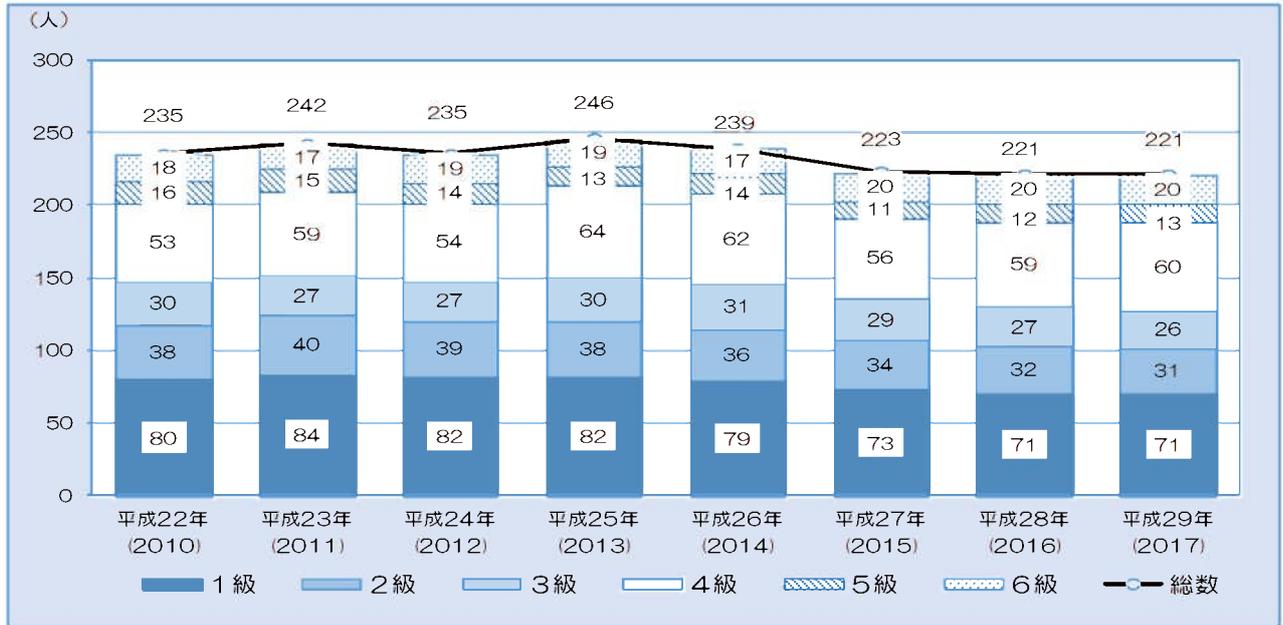
等級別では、「6 級」は増加傾向、「1～3 級」は減少傾向にあり、障がい種類別では、「肢体不自由（下肢）」「内部障がい」がやや増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）



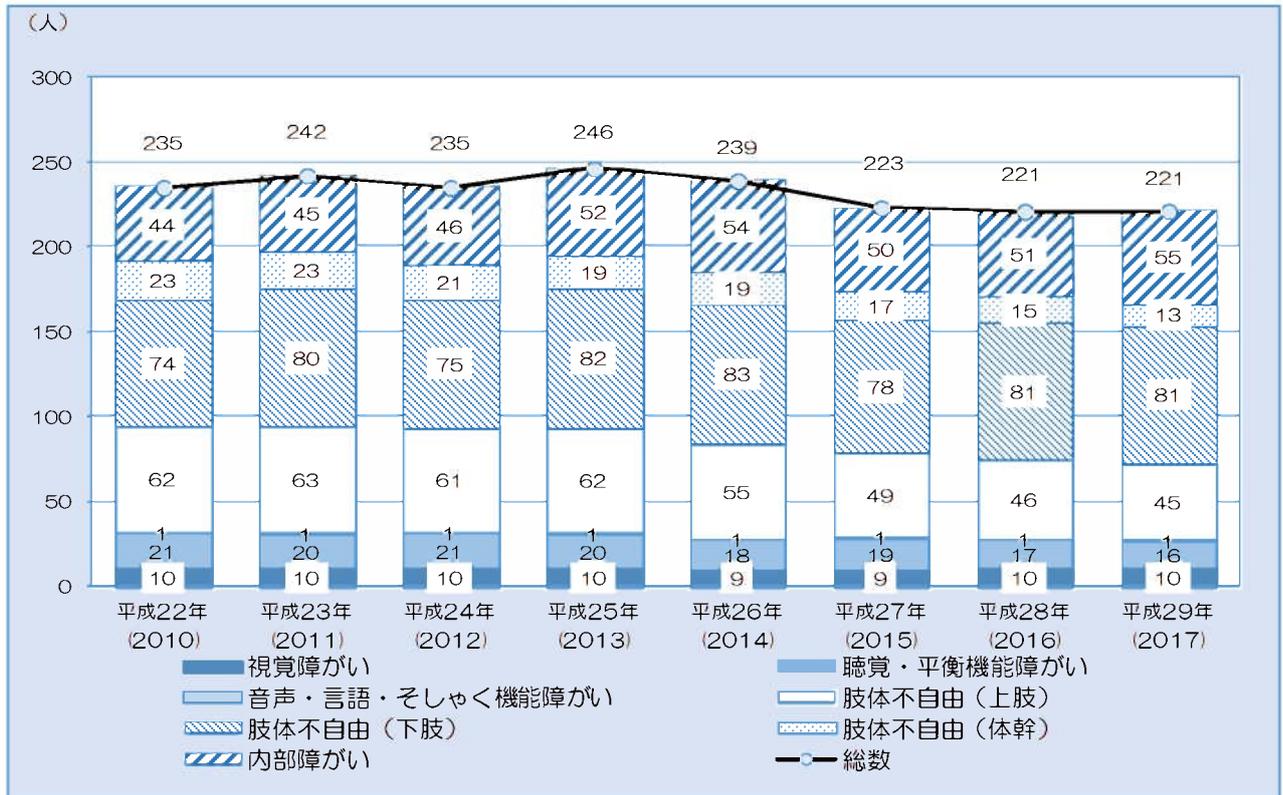
※資料：月形町保健福祉課、各年 4 月 1 日現在

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



※資料：月形町保健福祉課、各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）



※資料：月形町保健福祉課、各年4月1日現在

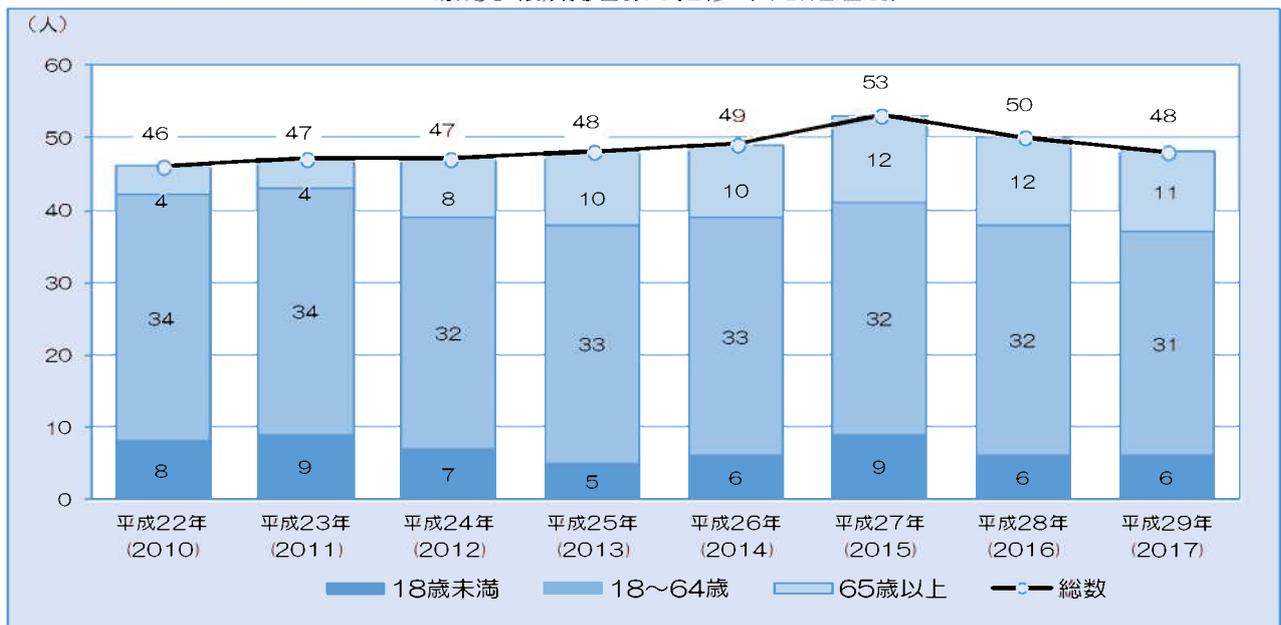
(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の推移は、総数ではやや減少傾向となっており、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在では 48 人となっています。

年齢階層別にみると、「65 歳未満」は減少傾向にありますが、「65 歳以上」は増加傾向となっており、平成 22（2010）年 4 月 1 日現在は「65 歳以上」は 4 人でしたが、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在では 11 名まで増加しています。

等級別では、「A（重度）」「B（軽度）」ともにほぼ横ばいの推移です。

療育手帳所持者数の推移（年齢階層別）



※資料：月形町保健福祉課、各年 4 月 1 日現在

療育手帳所持者数の推移（等級別）



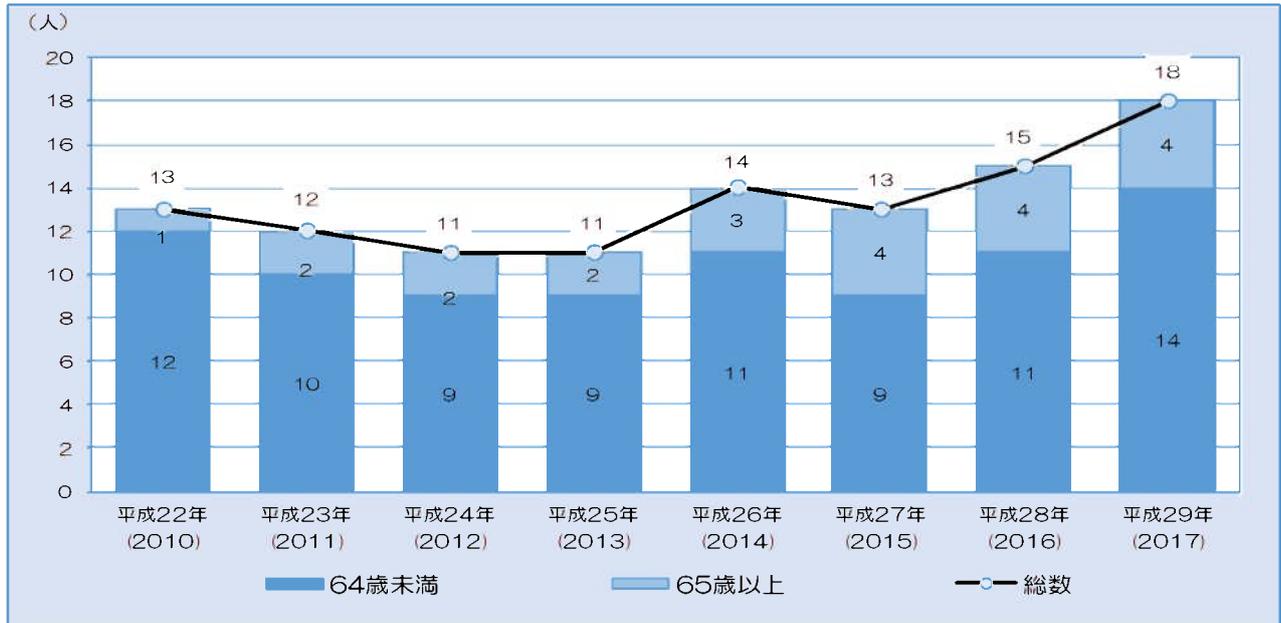
※資料：月形町保健福祉課、各年 4 月 1 日現在

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移は、総数で見ると平成 22（2010）年以降は減少傾向にありましたが、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在は 18 名に増加しています。

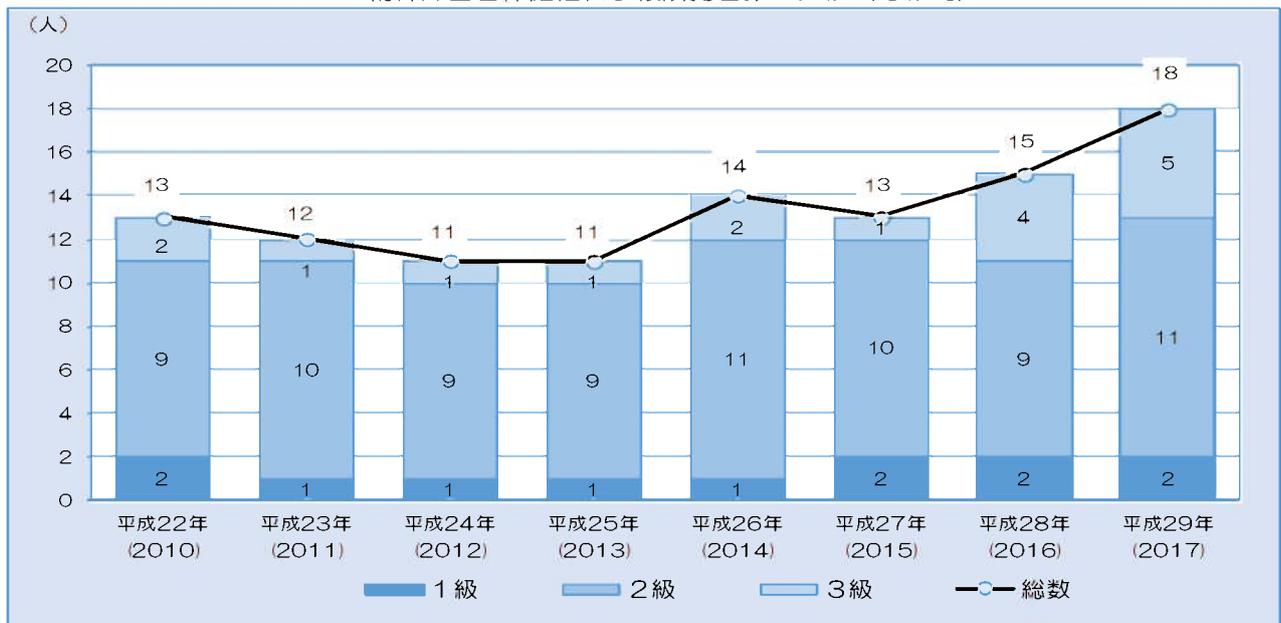
年齢階層別にみると、「65 歳以上」はやや増加傾向にあり、手帳種類別では、「1 級」「2 級」はほぼ横ばい、「3 級」はやや増加の状況です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢階層別）



※資料：月形町保健福祉課、各年 4 月 1 日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



※資料：月形町保健福祉課、各年 4 月 1 日現在

(4) 難病患者の状況

制度の谷間の無い支援を行うため、障害者総合支援法の施行により、平成 25 (2013) 年度から障がい者の範囲に難病患者が加えられました。

これに伴い、身体障害者手帳の取得ができなかった難病患者も障がい福祉サービスを利用できるようになりました。

(障がい福祉サービス利用対象難病：平成 29 (2017) 年 4 月現在 358 種類)

2. 障がい者支援事業者の状況

(1) 障がい者支援事業者

町内障がい者支援事業者一覧

名 称	サービス名	利用定員等
社会福祉法人 月形町社会福祉協議会	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	—
社会福祉法人 雪の聖母園	施設入所支援	60名
	生活介護	55名
	短期入所	2名
	就労継続支援 B 型	33名
	共同生活援助（グループホーム）	5棟 32名
	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	相談専門員 1名
社会福祉法人 札幌会	施設入所支援	40名
	生活介護	50名
	居宅介護	—
	短期入所	4名
	就労継続支援 B 型	10名
	共同生活援助（グループホーム）	4棟 22名
特定非営利活動法人 サトニクラス	就労継続支援 A 型	15名

※平成 29（2017）年 12 月 1 日現在

(2) 入所施設・グループホームの居住状況

平成 29 (2017) 年 12 月 1 日現在の町内の入所施設・グループホームの居住状況は、定員総数 154 人に対し、本町が支援している居住者数が 10 人、本町以外が支援している居住者数が 144 人の計 154 人となっています。

また、入所施設・グループホーム居住者を手帳種類別にみると、療育手帳所持者が大部分を占めています。

入所施設・グループホームの居住状況

(単位：人)

居住先	定員	居住者数				
		本町支援対象者		本町以外の支援対象者		計
		身体障害者手帳	療育手帳	身体障害者手帳	療育手帳	
入所施設	100	0	5	0	96	101
グループホーム	54	0	5	0	48	53

※平成 29 (2017) 年 12 月 1 日現在

3. 障がい者基本計画の実施状況

本町では、平成18（2006）～26（2014）年度までの9年間、第1期障がい者基本計画を推進してきました。計画の推進にあたっては、町内の障がい者支援事業者や関係機関との連携・協力体制のもと施策・事業を展開し、障がい者への支援サービスの提供をはじめ、障がい者と地域住民が共生できるまちづくりにおいて一定の成果をあげてきました。

第1期障がい者基本計画における、施策・事業のこれまでの主な実施状況は次のとおりとなっています。

（1）自立支援サービスの充実

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
新制度の円滑な導入	自立支援給付と地域生活支援事業の導入	○障害者自立支援法改正への対応 ○障害者総合支援法への対応
	事業者の円滑な制度移行の促進	○町内事業所制度移行完了
	適切な障害支援区分（障害程度区分）認定の実施	○認定審査会を開催し、障害支援区分（障害程度区分）の認定を実施
	総合的な相談体制づくり	○町の保健福祉に関わる拠点である保健福祉総合センターでの相談対応実施 ○相談支援事業所での相談対応実施 ○計画相談支援事業を実施。
	低所得者に配慮した応益負担のしくみづくり	○障害者総合支援法の施行により、現在は応益負担に移行
自立支援給付・地域生活支援事業の充実	在宅生活への支援の充実	○居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護（それぞれ1事業所）
	日中活動への支援の充実	○生活介護（2事業所） ○就労継続支援A型、（1事業所） ○就労継続支援B型、短期入所（2事業所）
	居住の場への支援の充実	○グループホーム（2事業所、9棟）
	経済的支援の充実	○更生医療、育成医療、精神通院公費 ○補装具 ○日常生活用具給付等事業
	相談や社会参画への支援の充実	○保健福祉総合センター相談窓口 ○相談支援事業所（1事業所） ○地域活動支援センター（1事業所）

(2) 学び、参画するしくみの保障

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
教育の充実	就学前保育・教育・療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診（年 12 回）、個別訪問、随時の来所、電話相談などを実施。疾病、障がいの早期発見に努めるとともに保護者の相談支援対応を行った。 ○子育てひろば（まんまるひろば 年 20 回）を開催し、子ども、保護者のコミュニケーション、社会性を養う場を提供。 ○子ども・精神障害回復者訓練通所交通費助成。 ○子ども発達支援利用者負担額助成。 ○保育園、幼稚園、学校など関係機関が連携し情報交換・情報共有。
	就学期保育・療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・精神障害回復者訓練通所交通費助成。 ○子ども発達支援利用者負担額助成。 ○学童保育所で障がい児の受け入れを実施。
	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校で障がい児の受け入れを実施。
社会参画機会の拡大	障がい者雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○町役場の障がい者雇用率は、法定雇用率 2.3% を上回る 267%（平成 29（2017）年 12 月 1 日現在）。 ○町で障がい者支援事業者から資源ごみ分別業務の委託、給食材料（パン粉等）を購入。
	生涯学習・スポーツの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあいサロン事業実施（平成 29（2017）年度は毎月 2 回程度実施）。 ○地域活動支援センターで創作活動実施。
	まちづくりへの参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○各種協議会等への障がい者本人の参画 ○身体障害者福祉協会に町補助金を交付

(3) とともに生きるまちづくりの推進

施策の方向	事業の概要	計画期間の実施状況
理解と交流の促進	啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報やホームページに障がい者福祉に関する情報を掲載。 ○雪の聖母園、つきがた友朋の丘が主催する祭りに各種ボランティア団体が参加。
	福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校においては、北海道の道徳教育推進校の指定を受け、平成 23（2011）、24（2012）年度の 2 年間推進事業を実施。 ○平成 26（2014）年度からは、小中学校において、福祉に関する講話や施設での体験、認知症サポーター養成研修などを通じて、生命を尊重する心や思いやりの心の醸成に努める教育を実施。
安心・安全な生活の確保	障がい者にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインを導入した「あじさい団地」が平成 24（2012）年度に完成。避難施設を中心にスロープ設置等改修を実施。 ○「月形町あんしん住宅補助制度」でバリアフリー化に対する民間住宅の改修に係る支援を実施。 ○介護用車両の購入費助成。 ○新篠津村営バス運行事業補助・地域交通確保事業補助（ハイヤー） ○生活交通確保対策事業（中央バス）補助金
	防犯・防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画に基づいて災害時要援護者名簿を整備。 ○緊急通報装置の貸与の実施 ○高齢者施設、障がい者施設の 5 施設と福祉避難所の福祉協定を締結。 ○月形町消費者被害防止連絡会による、悪質商法の被害防止対策（自治体・警察・各種団体との連携による早期発見・被害救済）
	自立支援サービス以外の保健・医療・福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護ステーション利用交通費助成事業にて交通費を助成（1 回 600 円、上限 12,000 円）。 ○高齢者・障がい者に対する福祉除雪サービスを実施（月形町社会福祉協議会への委託事業）。 ○地域ケア会議、地域見守り担当者会議、民生委員児童委員協議会を開催。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

この考え方は、障がいのある人もない人も共に地域で生活する仲間としてお互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重し、自己決定と自己選択を行うことのできるよう、対等な関係の下で協働によるまちづくりを進めていく、という考え方にも繋がっています。

本町の入所施設では、通常の支援の他に居住者の高齢化も進んでおり、障がい者支援施策全般の一層の充実が求められています。

このような状況の中、「月形町第4次総合振興計画」では、「障がい者の自立と共生の社会の実現」が一つのテーマとして掲げられています。

こうしたことから、「第2期障がい者基本計画」は、障がい者保健福祉分野の基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標

障がい者と共に生き、支え合うまち

2. 施策の基本方向

(1) 地域生活の支援基盤づくり

障がい者が健やかで心豊かに暮らすためには、障がい福祉サービスをはじめ、障がいの原因となる疾病の予防、治療、リハビリテーション、障がい児の早期療育、特別支援教育の充実や相談体制の充実など、地域生活の基盤を整備することが必要となります。

人生のいずれの時期に障がいをもって安心して生活できるよう、必要な時期に適切な治療や相談指導、情報提供等が受けられる体制づくりを行うとともに、障がいの種類や程度にかかわらず、多様なニーズに応じた障がい福祉サービスを利用できるよう、障がい者の地域生活を支援する基盤の充実を推進します。

(2) 社会参加の支援体制づくり

障がい者が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現の場として社会からの孤立を回避し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

また、就労だけでなく、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加することで、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かしていくことができます。

障がい者が、このような社会活動に参加するための支援体制づくりを推進します。

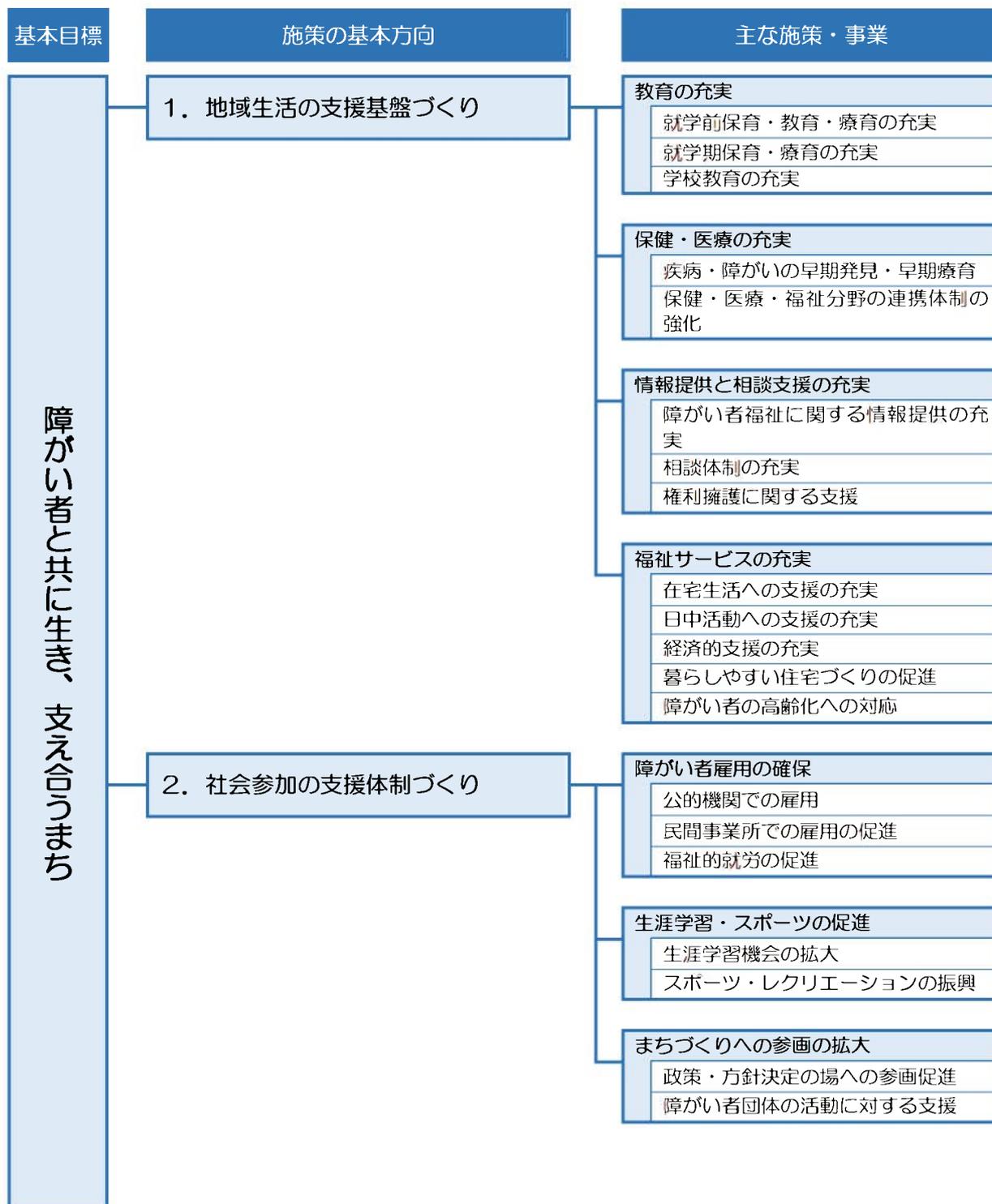
(3) とともに生きるまちづくりの推進

この社会のすべての人には自分らしく生きていく権利があります。「障害者権利条約」では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の自立した生活と地域社会への包容等について定められており、地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

このような共生社会を実現するため、生活基盤や安全対策などのハード面と、障がいに関する理解、やさしい地域づくりをめざすソフト面の両面から、障がい者の活動や、暮らしの中に残されている様々な障壁（バリア）を取り除くための取り組みを継続して推進します。

また、防犯活動や防災活動など、障がい者の状況を踏まえながら、地域ぐるみでの安心安全なまちづくりを推進します。

3. 施策体系



基本目標

施策の基本方向

主な施策・事業

障がい者と共に生き、
支え合うまち

3. とともに生きるまちづくりの推進

啓発・広報活動の推進

- 啓発活動の推進
- 広報の充実
- 交流の促進

福祉教育の推進

- 学校等における福祉教育の推進
- 地域における福祉教育の推進

障がい者にやさしいまちづくりの推進

- 公共施設等の整備
- 円滑なコミュニケーションの支援
- 交通対策の推進

防犯・防災体制の充実

- 防災体制の充実
- 防犯対策の充実

第4章 障がい者施策の展開

1. 地域生活の支援基盤づくり

(1) 教育の充実

1) 就学前保育・教育・療育の充実

本町では、月形町花の里こども園での障がい児の受け入れや南空知圏域内にある療育施設における利用者負担額と通園交通費の助成を行っており、障がいのある子もない子も、ともに地域で育てる環境づくりに努めています。

また、保護者の了解のもと、こども園と保育、教育に関する課題の共有や情報交換を実施しています。

また、こども園、小学校、町、教育委員会の連携強化に努めていきます。

2) 就学期保育・療育の充実

学童保育所では、可能な限り障がい児を受け入れてきました。また、就学前児童と同様に療育施設等に通所している就学児童に係る利用者負担額と通園交通費の助成を行っています。

今後も、保護者が昼間家庭にいない就学児童の保育の充実を図るとともに、療育施設等へ通園しやすい環境づくりに努めていきます。

3) 学校教育の充実

① 町内の小中学校

月形小学校、月形中学校では、可能な限り障がい児を受け入れてきました。近年は、発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもが増えており、各学校への「特別支援教育支援員」の配置など人的確保を進めて行く必要があります。

今後は、各学校での障がい児受け入れ体制の充実を図るとともに、学校施設のバリアフリー化、さらには教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、児童・生徒一人ひとりに適した特別支援教育を推進していきます。また、障がいの状況や本人・家族の意思を尊重しながら、適切な進路相談・指導に努めます。

② 特別支援学校

平成 19（2007）年 4 月から、従来の盲・聾・養護学校は特別支援学校として、地域の小中高校の障がい児教育、発達障がい児教育を支援してきました。

近年では、子どもの障がいの重度化、重複化、多様化が進むなか、障害者権利条約の批准により、個別の教育的ニーズのある児童、生徒に対して、的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

本町では、町内の小中学校での支援を必要とする児童、生徒への対応を図るとともに、特別支援学校と町内小中学校との連携強化に努めていきます。

（2）保健・医療の充実

1) 疾病・障がいの早期発見・早期療育

乳幼児期における疾病・障がいの早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

本町では、乳幼児健診を通じて、疾病、障がいの早期発見に努めるとともに、個別訪問や電話相談などを通じて保護者の相談支援を実施してきました。また、子育てひろば（まんまるひろば）を開催し、子どもと保護者のコミュニケーションや社会性を養う場を提供してきました。

障がいのある子どもに対しては、療育施設と連携した発育・発達に関する相談対応を行っています。

障がいを早期に発見し、早期治療やリハビリなど様々な障がいや病気の特徴、状況に対応し、きめ細やかな支援を行っていくことが大切です。今後は、これまで実施してきた施策・事業を継続し、療育機関等との連携体制の強化および障がいの早期発見、早期治療・早期リハビリに向け、健康診断等の充実と利用促進に努めていきます。

2) 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化

障がい者が地域で安心して暮らすためには、地域住民が日頃から障がい者を支えていくことが大切であると同時に、専門的な対応を行う機関として、保健・医療・福祉の連携による包括的支援体制の構築が重要です。

本町では、平成 26（2014）年に障がい者自立支援ネットワーク会議を設立し、定期的なフォーラム、視察研修や部会を開催して、町内の関係機関との連携強化を図っています。

また、地域ケア会議、地域見守り担当者会議、民生委員児童委員協議会などを通じて、関係機関との情報交換を密に行っています。

今後も、障がい者をはじめとする支援が必要な人に対して、適切で速やかな対応を行うことができるよう、保健・医療・福祉分野の連携体制を強化していきます。

(3) 情報提供と相談支援の充実

1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実

障害者自立支援法から障害者総合支援法への制度改正や、障害者差別解消法の制定など、障がい者をめぐる法律や制度は、近年めまぐるしく変化しています。

これらの変化の中には、難病患者や発達障がい者などに公的サービス受給の対象範囲が拡大されるなど、支援を必要としている人にとって大切な情報が含まれています。

支援を必要としている人に適切な情報が届き、本人自身が適切なサービスを選択することができるよう、広報誌やパンフレット、各種講座・会合の機会などを活用し、制度・サービスについての情報提供に一層努めていきます。

2) 相談体制の充実

本町では、総合相談窓口として、保健福祉総合センターで障がい者の相談への対応を行っているほか、相談支援事業所「ピンクルム」による一般相談支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を実施しています。

本人の意向の把握に努め、各分野の関係機関と情報共有をしながら、より継続的で専門的な相談支援が行える体制づくりを推進するため、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の整備を広域での設置を検討しており、より一人ひとりに適合する支援が充実するよう福祉施設などの協力のもと推進します。

また、誰もが身近で気軽に相談できるよう、相談体制や窓口等について、さまざまな機会や媒体を通じて、障がい者やその家族等に周知していきます。

3) 権利擁護に関する支援

地域生活を進めていく上で、判断能力やコミュニケーション能力が十分でないために、自らの意思を適切に表現できない知的・精神障がい者などは、サービスの利用や財産管理などで、生活上のさまざまな権利侵害を受けることも想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守るための支援が必要です。

本町では、月形町社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」を推進し、高齢者や障がい者の権利擁護をすすめています。

今後も、成年後見制度の周知を行うとともに、「日常生活自立支援事業」の利用促進を推進していきます。

また、地域住民や民生委員・児童委員等との連携を強化しながら、さまざまな場面での権利侵害や家庭・地域での虐待・金銭搾取などの未然防止に努めていきます。

(4) 福祉サービスの充実

1) 在宅生活への支援の充実

障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするためには、障がい者の自立した生活を支援するとともに、その介護に当たる家族の介護負担を軽減することが重要です。

本町では、訪問系サービスとして居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のサービスが提供されています。

これらのサービスは、障がい者が在宅で生活するために必要かつ重要なサービスであり、今後も、町内の障がい者支援事業者の協力を得ながら、訪問系サービスの充実に努めていきます。

2) 日中活動への支援の充実

日中活動系のサービスは、障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活介護、就労継続支援などのサービスメニューが定められており、社会参加を促進するために重要なサービスと位置付けられます。

本町では、「雪の聖母園」で生活介護、就労継続支援 B 型、短期入所を、「つきがた友朋の丘」で生活介護、短期入所を、「ワークサポートいぶ樹」で就労継続支援 B 型を提供しています。

平成 26（2014）年からは、「サトニクラス酵母」が就労継続支援 A 型を提供しています。

また、月形町社会福祉協議会は、本町から地域活動支援センター事業の実施を委託されており、障がい者の日中活動の場を提供しています。

今後も、町内の障がい者支援事業者の協力を得ながら、障がい者への日中活動系サービスの確保と充実に努めていきます。

3) 経済的支援の充実

障がい者やその家族が、住み慣れた地域で安心して社会生活を過ごすためには、障がい者の経済的自立を図ることが重要です。

平成 29 (2017) 年 12 月現在、国や道、本町が実施している障がい者の経済的な支援として、公的年金、各種手当、医療費の負担軽減を目的とした自立支援医療制度があります。

身体障がい者へは、障がいを補うための義肢、歩行器、補聴器などの補装具の購入・修理費用の支給を行っています。

また、人工透析を行っている障がい者や療育機関に通園している障がい児の交通費などに対する助成を行っています。

① 公的年金、各種手当

種 類	概 要
障害基礎年金	障がいの原因となった病気やけがの初診日が、国民年金の被保険者期間中であるときに年金が支給されます。また、国民年金の被保険者となる前（20 歳未満）や、被保険者資格を失った後（60 歳以上 65 歳未満）である場合でも、支給の対象となります。
障害厚生年金 障害共済年金	厚生（共済）年金の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日がある場合に年金が支給されます。
障害手当金	厚生年金の被保険者である間に、障がいの原因となった病気やけがの初診日がある場合に一時金として支給されます。
特別児童扶養手当	20 歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者に支給されます。
特別障害者手当	精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の者に支給されます。
経過的福祉手当	昭和 61 (1986) 年 3 月 31 日において 20 歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に支給されます。

② 医療費の負担軽減（自立支援医療制度）

種類	概要
更生医療	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
育成医療	児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。

③ 補装具費の支給

障がい種別	補装具の種類
肢体不自由	義肢、装具、車いす、歩行器など
視覚障がい	盲人安全杖など
聴覚障がい	補聴器

④ 交通費の助成

種類	概要
人工透析通院 交通費助成	人工透析療法による治療のため医療機関に通院する障がい者に対し、交通費の一部を助成するものです。
子ども・ 精神障がい回復者 通所交通費助成	子どもの言葉の訓練、発育・発達の促進および精神障がい回復者の社会復帰訓練のために町外の施設に通所する方に対し、交通費の一部を助成するものです。

⑤ 利用者負担額の助成

種類	概要
子ども発達支援利用 者負担額助成	児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している児童の保護者に対し、保護者が負担した利用料の助成をするものです。

また、本町が実施している日常生活用具給付事業では、訓練用具、自立生活を支援する用具などの給付・貸与を行っています。これからも、これら経済的支援を実施していくとともに、支援を必要としている障がい者に対して、制度の周知を図り、事務手続きが円滑に行われるよう支援を行っていきます。

4) 暮らしやすい住宅づくりの促進

暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。本町では、平成 18（2006）年 2 月時点ではグループホームは 5 ヶ所でしたが、平成 29（2017）年 12 月時点では 9 ヶ所となっております。

国が進めている施策により、施設から地域生活への移行の流れは今後も続くことが予想されます。

障がい者の住まいとしてグループホームと同等規模の住宅や高齢者向けの共用住宅の整備、空き家の有効活用も視野に入れ、障がい者支援事業所と検討を進めていきます。

5) 障がい者の高齢化への対応

町内の入所施設やグループホームでは、居住者の高齢化により、介護的対応の必要性が増してきています。

また、認知症高齢者も増えてきており、施設内における見守りなど認知症への対応が課題となってきています。

町内の入所施設では、就労が困難となった高齢障がい者の日中活動をレクリエーションなどに移行していますが、今後さらに高齢化への対応が重要度を増してくることが予想されます。

今後は、高齢障がい者への対応方法に関する課題について、障がい者自立支援ネットワーク会議などで協議を行い、課題の解決を図ります。

また、障がい者施設と高齢者施設の連携強化に努めるとともに、介護技術や認知症に関する講座・研修実施に向けての検討を行っていきます。

2. 社会参加の支援体制づくり

(1) 障がい者雇用の確保

1) 公的機関での雇用

役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められています。「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という）では、地方公共団体は 2.3%以上の雇用が義務化されています。平成 29（2017）年 12 月 1 日現在、月形町役場の障がい者雇用率は 2.67%となっており、北海道の平均 2.56%（平成 29（2017）年 6 月 1 日現在、厚生労働省発表）を上回っています。

今後も、積極的な雇用に努めるとともに、施設・設備等について、職員の障がいの状況に応じた配慮に努めます。

2) 民間事業所での雇用の促進

「障害者雇用促進法」では、常用労働者数 50 人以上の民間企業の法定雇用率は 2.0%と定められています。厚生労働省の発表によると、平成 29（2017）年 6 月 1 日現在、実雇用率は、北海道は 2.13%、全国は 1.97%となっています。町内に本社・本部機能のある事業所のほか、支店や営業所等が立地する事業所に対し、雇用率制度の理解と雇用の促進を求めていく必要がありますが、町としてこれまで積極的な活動ができているとは言えない状況です。

今後、障がい者自立支援ネットワーク会議の就労支援部会（障がい者就労支援事業所、商工会等で構成）において、障がい者の就労に関する課題等を協議し、就労機会の拡大を図っていきます。

また、障がい者やハローワークなどと連携しながら就労に関する悩みの解消を図るとともに、障がい者の能力を引き出す職業リハビリテーションの推進に努めます。

3) 福祉的就労の促進

本町では「雪の聖母園」や「つきがた友朋の丘」の入所者やグループホームで生活している障がい者の多くが、町内の作業所や農場を福祉的就労の場としています。

両施設と連携しながら、すべての障がい者の福祉的就労を促進し、障がい者の自立と社会参画につなげていきます。

また、公的機関が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため、平成 25（2013）年 4 月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という）がスタートしました。平成 25（2013）年度の町からの主な発注実績は、資源ごみ分別業務委託、給食材料購入となっています。

今後も障害者優先調達推進法等に基づき、町からの発注を推進するため、担当部署へ周知を行っていきます。

(2) 生涯学習・スポーツの促進

1) 生涯学習機会の拡大

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、障がい者自身の生活水準の向上につながるだけでなく、町民どうしの交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。

障がい者が生涯学習活動へ参加するには、会場となる施設のバリアフリー化も必要ですが、町内の公共施設の対応状況は完全とは言えない状況です。

今後は、地域における多様な学習機会に障がい者が気軽に参加できるよう、障がい者に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めるとともに、障がい者の学習ニーズに応じた講座等の開設とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

2) スポーツ・レクリエーションの振興

本町では、障がい者施設の入所者が地域の運動会や祭りに参加するほか、月形町社会福祉協議会が在宅の障がい者に周知を行い、サークル団体が企画するレクリエーションに参加を働きかけています。

また、地域活動支援センターの創作活動では、ボランティアによる木工作業等の指導が行われており、障がいのない人との交流を深める場所となっています。

今後も、障がい者団体などの活動支援や、障がいのある人もない人も共に楽しめるスポーツ・レクリエーション・交流の場の提供に努め、障がい者が積極的に参加できる環境づくりに努めていきます。

(3) まちづくりへの参画の拡大

1) 政策・方針決定の場への参画促進

障がい者の権利を保障し、障がい者にとって暮らしやすい町を実現していくためには、政策・方針決定の場への障がい者の積極的な参画が欠かせません。

平成 26（2014）年 9 月に設立した障がい者自立支援ネットワーク会議では、障がい者などを委員として選任し、権利擁護などの事項について当事者の声が反映されるよう運営を図っています。

また、町で進める新たな施策・事業等については、行政と障がい者団体、関係機関が協力しあい、障がい者やその家族の理解を促進していきます。

2) 障がい者団体の活動に対する支援

本町には、障がい者の当事者や家族の団体として、身体障害者福祉協会があります。知的障がい者の当事者団体である社団法人札幌市手をつなぐ育成会が社会福祉法人札幌親会を設置し、町内で「つきがた友朋の丘」やグループホーム、「花の里こども園」を運営しています。

身体障害者福祉協会には、町からの支援として補助金を交付しています。

障がい者団体は、障がい者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も、これらの団体の自主的な活動を支援し、活動の活性化を促進していきます。

また、障がい者団体への障がい者や家族の加入促進などに努めていきます。

3. とともに生きるまちづくりの推進

(1) 啓発・広報活動の推進

1) 啓発活動の推進

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らす社会を築くためには、すべての人が障がいや疾病に対する正しい理解を深めることが重要です。

これからの共生社会では、障がい者が身近な地域でその人らしく自立して生活していくことが「あたりまえのこと」であることを、さまざまな機会を活用して地域社会に発信する必要があります。

障がいや疾病、障がい者への理解を一層深めるために、月形町社会福祉協議会や関連団体等と連携して、イベントなどの機会に啓発活動に努めていきます。

2) 広報の充実

広報紙、町のホームページ、IP告知端末機などは、町民に障がい者福祉に関する情報を周知するため、また、障がい者に町政情報を提供するための重要な媒体です。

現時点では音読広報等の媒体は作成していませんが、IP告知端末機での音声による情報配信など障がい者福祉をもっと身近なものとして感じてもらえるよう、障がい者福祉に関する情報をわかりやすく伝えて行くように努めていきます。

3) 交流の促進

障がいのある人もない人もともに地域で生きるまちづくりのためには、障がいのある人と地域住民との交流機会を充実させることが大切です。

「雪の聖母園」や「つきがた友朋の丘」が主催する祭りには、各種団体がボランティアとして参加し、障がいのある人とない人との交流が行われています。また、地域活動支援センターでの創作活動は、障がいのある人とない人の交流の場となっています。

今後も、障がい者と地域住民、ボランティア等が日常的に交流できる場を整備して、障がい者が主体となった活動を積極的に支援し、町民の協力のもとに交流と理解を進めます。

(2) 福祉教育の推進

1) 学校等における福祉教育の推進

町民が障がいや障がい者に対して正しく理解し、共生のまちづくりをすすめていくためには、子どもの頃から障がい者と交流しふれあうことや障がい者に対する理解を促進する場の提供や福祉教育の積極的な推進が必要です。

町内では、各学校で道徳教育の充実を図っており、特に中学校においては、北海道の道徳教育推進校の指定を受け、平成 23（2011）、24（2012）年度の 2 年間推進事業を実施しました。

平成 26（2014）年度からは、小中学校において、福祉に関する講話や施設での体験などを通じて、生命を尊重する心や思いやりの心の醸成につながる教育を行っています。

今後も、障がい者に対する理解を促進する場の提供や福祉教育を積極的に推進し、障がいや障がい者に対する正しい理解と認識を養い、子どもの頃から福祉のこころを持てるよう努めていきます。

2) 地域における福祉教育の推進

本町には、障がい者福祉施設の「雪の聖母園」や「つきがた友朋の丘」、またグループホームや就労支援施設などがあることから、町民の障がい者福祉についての理解は進んでいると考えられますが、町民が障がい者福祉について、より深く学び、理解するための学習の場は、まだ十分とはいえません。

町民一人ひとりが障がい者福祉についてより深く学び、障がい者とともに生きるまちづくりを実践するため、町の保健福祉部門と生涯学習部門、社会福祉協議会、さらには町内の各種団体が連携しながら、広報等による啓発活動や各種学級・講座、講演会、交流行事等の企画・開催に努めます。

(3) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

1) 公共施設等の整備

本町では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や道の「北海道まちづくり条例」を基本として、障がい者や高齢者が安心して快適な生活を送れるよう、安全性・利便性・快適性が確保されたまちづくりを推進してきました。

近年の公共施設については、バリアフリー化に対応した施設を建設し、既存施設については、避難施設を中心にスロープの設置等の改修に努めています。しかし、道路に関しては、道路縁石の段差解消や平坦部確保などの整備までは進んでいない状況です。

今後は、障がい者の意見を取り入れながら、避難施設等へオストメイトトイレの設置を推進し、すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点に立ってバリアフリー化を推進していくとともに、既存施設についても一層のバリアフリー化に努めていきます。

2) 円滑なコミュニケーションの支援

視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

本町では、聴覚障がい者が外出した際にコミュニケーションが行えるよう社団法人北海道ろうあ連盟から手話通訳者を派遣できるように体制を整備しています。

今後は、手話通訳に限らず、障がい者のコミュニケーション手段の確保や、周囲の方からの配慮を必要としている人への思いやりを促すための、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及に努めていきます。

また、災害時の連絡手段として緊急通報装置の利用促進を図ります。

3) 交通対策の推進

障がいにより移動に制約のある方が、自立した生活を営み社会参加しやすい環境を実現していくためには、交通対策の推進を図る必要があります。

障がい者への交通対策は、経済的支援として、岩見沢等の訓練施設への通所のための「子ども・精神障害回復者訓練通所交通費助成」や「自動車運転免許取得補助」、「自動車改造補助」を行っているほか、障がい者手帳保持者への「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。また、移送支援として、月形町社会福祉協議会や札親会による福祉有償運送が行われています。

障がい者の自立生活や社会参加のために、交通対策は最重要課題の1つであり、今後も、こうした多様な支援を推進していきます。

障がい者の交通安全対策としては、交通安全指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進します。また、国道・道道の歩道設置をはじめとする安全な道路環境の整備を促進していくとともに、町道についても、交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備充実を努めていきます。

(4) 防犯・防災体制の充実

1) 防災体制の充実

障がい者が地域で安心して暮らすためには、災害時への備えが重要です。

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災の教訓から、障がい者など災害時要援護者の避難支援や情報伝達方法、避難所の運営等のさらなる充実が求められています。

このような背景から、本町では、高齢者施設、障がい者施設と福祉協定を結び、合計5か所の福祉避難所が開設できるようになっています。

また、地域防災計画に基づいて災害時要援護者名簿を整備し、災害時要援護者に対する防災情報の伝達体制や避難誘導などの支援体制について定めています。

今後も、障がい者施設や日中活動の場での防災対策の強化を促進するとともに、在宅の障がい者については、一人ひとり、地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保に努めます。

また、被災時に、障がい者の避難・救助が円滑に行われるよう、地域防災計画の周知や防災訓練の充実、防災資器材の充実などに努めます。

2) 防犯対策の充実

障がい者が地域で安心して暮らすためには、犯罪被害に遭いにくい安全な地域づくりが求められます。

そのため、「月形町安全で安心なまちづくり条例」に基づき、町内会や防犯協会などが障がい者ととも地域で防犯活動を行うことを促し、障がい者への防犯知識の普及、さらに、サポートハウスの充実など、町民の自主的な防犯・地域安全活動の促進に努めます。

また、近年、高齢者や障がい者を狙った悪質商法、詐欺などの犯罪が発生し、社会問題となっています。このため、月形町消費者被害防止連絡会を中心として悪質商法の被害防止の対策を行い、自治体・警察・各種団体との連携強化により、早期発見・被害救済の体制整備を進めていきます。